

事 務 連 絡  
平成 28 年 4 月 1 日  
(最終改正令和 3 年 9 月 27 日)

各都道府縣市町村担当課 }  
各指定都市企画担当課 } 御中

総務省自治行政局市町村課

### 連携中枢都市圏構想推進のための地方財政措置について

連携中枢都市圏構想推進要綱（平成 28 年 4 月 1 日付け総行市第 31 号総務省自治行政局長通知）第 8（2）に基づき、本構想推進のための地方財政措置について取りまとめたので、下記のとおりお知らせします。貴都道府県内の市町村にも周知されるようお願いいたします。

#### 記

#### 1. 連携中枢都市及び連携市町村の取組に関する包括的財政措置

連携中枢都市及び連携市町村が連携中枢都市圏に関する取組を推進するため、連携中枢都市圏ビジョンに基づき実施する事業、連携中枢都市圏ビジョン懇談会等に要する経費に対して、以下のとおり、普通交付税措置及び特別交付税措置を講じることとしている。

##### （1）対象団体

連携中枢都市圏形成に係る連携協約を締結し、又は連携中枢都市圏形成方針を策定し、連携中枢都市圏ビジョンを策定（以下「連携中枢都市圏を形成」という。）した連携中枢都市及び連携市町村。

## (2) 対象経費

### ①連携中枢都市における対象経費

#### ア 普通交付税

連携中枢都市における、連携市町村も含めた圏域全体の住民のニーズに対応した「経済成長のけん引」及び「高次都市機能の集積・強化」の取組に要する経費について、普通交付税措置を講じることとする。

#### イ 特別交付税

連携中枢都市に対して講じる特別交付税措置の対象経費は、次に掲げる（ア）から（ウ）までの取組に要する経費とする。

（ア）連携中枢都市が策定した連携中枢都市圏ビジョンに位置付けられている取組のうち、「圏域全体の生活関連機能サービスの向上」の取組に必要な事業に要する経費

（イ）連携中枢都市圏ビジョン懇談会の開催に要する経費（旅費、謝金）

（ウ）連携中枢都市圏の取組について、圏域住民への普及啓発に要する経費

ただし、次に掲げるものについては、特別交付税措置の対象としないこととする。

a 国の補助金、地方債その他の特定財源及び他の特別交付税の算定項目の算定の基礎とした額

b 地方自治体職員の給与又は給与に相当する経費

c 事業内容に各市町村の連携や圏域としての役割分担が見られず、当該事業の効果が圏域全体に波及すると認められない事業（例えば、各市町村が単独で実施するイベント等）

d 重要業績評価指標（KPI：Key Performance Indicator）との関連性が不明確である事業

e 連携中枢都市圏の形成前より実施している既存事業

ただし、既存事業であっても、次に掲げる事業に要する経費は対象とする。

- ・連携中枢都市圏の形成前より広域的に連携して行っている事業であって、連携中枢都市圏ビジョンに新たに位置付けたうえで実施するものであり、かつ、当該事業の効果が圏域全体に波及するもの（例えば、広域的な医療連携、定住自立圏共生ビジョンに基づいて実施

していた事業等)

- ・連携中枢都市圏の形成前は広域的に連携していなかった事業であつて、当該事業内容の一部を変更して連携中枢都市圏の事業として連携中枢都市圏ビジョンに新たに位置付けたうえで実施するもの（例えば、従前は市町村単独で実施していた事業であつて、連携中枢都市圏を形成後、各市町村で役割分担を行った上で、圏域全体に効果が生じるよう広域連携の仕掛けを追加した事業等)

## ②連携市町村における対象経費

連携市町村に対して講じる特別交付税措置の対象経費は、次に掲げるア及びイの取組に要する経費とする。

ア 連携中枢都市が策定した連携中枢都市圏ビジョンに位置付けられ、当該ビジョンに基づき実施される取組のうち、「生活関連機能サービスの向上」の取組に加え、「経済成長のけん引」、「高次都市機能の集積・強化」に資する取組に必要な事業に要する経費

イ 連携中枢都市圏の取組について、圏域住民への普及啓発に要する経費

ただし、①a から e までに規定する取組及び単独の連携市町村が全ての費用を負担している事業に係る対象経費については、特別交付税措置の対象としないこととする。

## (3) 算定額

### ①連携中枢都市の算定額

ア 普通交付税

連携中枢都市に対して講じる普通交付税については、圏域全体のために連携中枢都市が実施する取組に係るものであることから、(2) ①アの対象経費について、圏域人口に応じて措置することとする（圏域人口75万の場合、約2億円）。

なお、要綱第9に規定する特例に基づき連携中枢都市とみなされる2つの市においては、1つの市とみなして圏域人口に応じて算出した額をそれぞれの市の人口で按分し、両市に措置することとする。

イ 特別交付税

(ア) 下記 (イ) 又は (ウ) に該当しない連携中枢都市

(2) ①イの対象経費の一般財源の合計額に0.8を乗じて得た額とする。ただし、その額が次に掲げる算式により得た額を超えるときは、次の算式により得た額を上限とする。

算式

$$1,000万円 + 11,000万円 \times (A \times \alpha + 1) \times (B \times \beta + 1) \times (C \times \gamma + 1)$$

A: (当該連携中枢都市圏の連携市町村の合計人口 / 全連携中枢都市圏の連携市町村における1圏域当たりの平均人口) - 1

B: (当該連携中枢都市圏の連携市町村の合計面積 / 全連携中枢都市圏の連携市町村における1圏域あたりの平均面積) - 1

C: (当該連携中枢都市圏の連携市町村数 / 全連携中枢都市圏の連携市町村における1圏域当たりの平均市町村数) - 1

$\alpha \sim \gamma$ : AからCまでの各項目の標準偏差を概ね一致させるための調整係数

上記Aの人口及びBの面積については、国勢調査令(昭和55年政令第98号)によって調査した令和2年10月1日現在の数値(令和2年10月2日以降に行われた市町村の合併を経た市町村にあっては、合併関係市町村における令和2年10月1日現在の数値の合計をいう。)を用いることとする。

(イ) 連携中枢都市圏形成方針を策定した連携中枢都市

(2) ①イの対象経費の一般財源の合計額に0.8を乗じて得た額とする。ただし、その額が、近隣地域の合併関係市町村を連携市町村とみなした数値を用いて、(ア)の算式により得た額を超えるときは、(ア)の算式により得た額を上限とする。

(ウ) 要綱第9に規定する特例に基づき連携中枢都市とみなされる2つの市

それぞれの市について(2)①イの対象経費の一般財源の合計額に0.8を乗じて得た額とする。ただし、その額がアの算式により得た額を両市の人口で按分した場合の当該市に係る額を超えるときは、当該按分した額を上限とする。

## ②連携市町村の算定額

連携市町村に対して講じる特別交付税措置は、(2)②の対象経費の一般財源の合計額に0.8を乗じて得た額とする。ただし、その額が1,800万円を超えるときは、1,800万円を上限とする(複数の連携中枢都市と連携中枢都市圏形成に係る連携協約を締結している場合において同じ)。なお、連携中枢都市圏ビジョン策定後に圏域内の連携市町村同士が合併した場合にあっては、当該合併を経た連携市町村については、当該連携中枢都市圏ビジョンの期間中に限り、合併関係市町村数に1,800万円を乗じて得た額を上限とする。

### ③連携中枢都市圏を形成する市町村が定住自立圏を形成している場合の算定額

連携中枢都市圏と定住自立圏の財政措置に重複が生じないように、算定額等について、按分等所要の調整を行うこととする。

## 2. 地域活性化事業債における連携中枢都市圏推進事業

地域活性化事業債において、「連携中枢都市圏推進事業」を対象とすることとし、その協議等については、各種地方債関係通知によることとするが、具体的な対象事業は以下のとおりとする。

(1) 連携中枢都市圏ビジョンに明確に位置付けられている、「圏域全体の経済成長のけん引」、「高次の都市機能の集積・強化」及び「圏域全体の生活関連機能サービスの向上」の取組に真に必要な施設の整備であって、次に掲げる要件をすべて満たす事業。

ア 連携中枢都市及び連携市町村が人口減少・少子高齢社会においても一定の圏域人口を有し活力ある社会経済を維持するための拠点を形成するという観点から、次の取組に係る事業を対象とすること。また、(ア)及び(イ)については、圏域全体に効果が及び、圏域をけん引するために必要な取組を進める上で中核となる施設を連携中枢都市が整備する場合のみ対象とすること。

(ア) 圏域全体の経済成長のけん引

- ・ 新技術等開発を支援するための施設の整備(圏域の成長のエンジンとなる産業クラスターの形成や新たなイノベーションの実現等に資する施設、新規創業を促進するための拠点支援施設等の整備)
- ・ 観光拠点施設の整備(海外インバウンド観光に資する施設等であつ

て、新たな雇用の創出や関連ビジネスへの波及効果が期待できる施設等の整備)

(イ) 高次の都市機能の集積・強化

- ・高度医療の提供に資する施設の整備（三次救急医療や先進的がん医療などの高度な医療サービスを提供するための施設整備）
- ・アクセス拠点施設の整備（圏域としての競争力を高めていくための拠点となる鉄道駅周辺施設等の整備）
- ・高等教育機関における研究施設の整備（グローバルな人材を集め、将来の圏域を担うリーダーを育てていくための大学等における研究施設の整備）

(ウ) 圏域全体の生活関連機能サービスの向上

- ・医療・福祉を確保するための施設の整備（地域医療施設、子育て支援センター等の整備）
- ・公共交通のネットワークを形成するための施設の整備（コミュニティバスターミナル等の整備）
- ・産業振興のための施設の整備（地場産業支援施設、地域観光施設等の整備）

※圏域全体の生活関連機能サービスの向上については、「定住自立圏構想の推進事業」で地域活性化事業債の対象とする事業と同様の事業を対象としている。

イ 次に掲げる（ア）から（エ）までの要件のすべてを満たすこと。

（ア）連携中枢都市圏ビジョンで設定された KPI と実施事業から期待できる効果が明確に結びつけられること。

（イ）住民の生活実態やニーズに対応して、真に必要な都市機能・生活機能であると認められること。

（ウ）施設等を設置する市町村の住民に加えて、連携協約を締結した市町村の住民の利用にも供されるように、連携中枢都市と連携市町村の役割分担の考え方に沿って設置・利用の在り方が整理されていること。

（エ）圏域の人口・面積等に応じた適正な規模・配置、施設運営についての見通し及び効率的な運営の配慮が十分になされていること。

(2) 定住自立圏から連携中枢都市圏へ移行した団体の留意点

定住自立圏から連携中枢都市圏へ移行した団体にあつては、平成27年

度において定住自立圏共生ビジョンに位置付けられていた事業を連携中  
枢都市圏ビジョンに位置付けて実施する場合、原則、当該事業は引き続き  
地域活性化事業債の対象となるが、(1)アに係る事業以外の事業の場合  
は、平成30年度までの間、対象とすること。

### 3. 外部人材の活用に対する財政措置

連携中枢都市圏ビジョンに基づく取組を展開するため、専門性を有する人  
材を活用するための経費を対象として、以下のとおり、特別交付税措置を講  
じることとしている。

#### (1) 対象団体

連携中枢都市圏を形成した連携中枢都市及び連携市町村。

#### (2) 対象経費

関係市町村が取り組む施策等の分野において相応の専門知識、経験及  
び実績を有し、全国的に活動している人材等の活用に係る謝金、旅費、  
資料作成費、会議費、調査委託費等を対象とする（ただし、地方自治体  
の職員を活用する場合にあっては、当該人材の給与に相当する経費は対  
象外とする。）。

圏域のニーズに応じた適切な専門家の活用が期待されるが、例えば、  
国が実施する下記事業のような人材支援事業の登録者又は派遣経験者等  
を参考とされたい。

- 地域活性化伝道師（内閣官房地域活性化統合事務局）
- 地域人材ネット（総務省自治行政局地域自立応援課）
- 地域情報化アドバイザー（総務省情報流通行政局地域通信振興課）
- 観光カリスマ百選（観光庁観光地域振興部観光地域振興課）

なお、本措置に係る基礎数値の照会を行う際に、活用する人材の職・氏  
名、略歴、当該人材を活用して推進する取組の概要等について照会する予  
定である。

#### (3) 算定額

(2)の対象経費の一般財源の合計額に0.8を乗じて得た額とする。

ただし、その額が1市町村当たり年間700万円を超えるときは、1市町村当たり年間700万円を上限とする。なお、同一の連携中枢都市圏の圏域を構成する市町村の上限額の合計の範囲内において、各市町村の上限額を変更することは差し支えない（例：3市町村で圏域が形成されている場合において、連携中枢都市A市1,000万円、連携市町村B町500万円、連携市町村C村600万円）。

また、連携中枢拠点都市圏ビジョン策定後に圏域内において合併が行われた場合にあつては、当該連携中枢都市圏ビジョンの期間中に限り、当該合併を経た市町村については、合併関係市町村数に700万円を乗じて得た額を上限とする。

また、上限額の範囲内において、複数の人材を活用することは差し支えない。

以上の点を踏まえ、本措置の活用にあたっては、あらかじめ、関係市町村間で十分に調整を行い、連携中枢都市圏ビジョンに外部人材の活用方針（活用する主な政策分野及び関係市町村の費用負担割合に係る基本的な考え方）を明記しておくこと。

#### （4）措置期間

本措置は、本措置を活用した初年度を含めて3年度以内に限り、措置するものとする。

### 4. 連携中枢都市圏民間活力創出ファンド形成事業

連携中枢都市圏ビジョンに基づく取組の推進に資する事業を支援するため、公益法人等が民間事業者等に融資、債務保証又は投資等（以下、「融資等」という。）をするための資金として、連携中枢都市圏や連携市町村が出資又は貸付（以下「出資等」という。）を行い、原則として圏域全体で1つのファンドを形成する事業（地方単独事業に限る。）について、以下のとおり、所要の財政措置を講じることとしている。

#### （1）対象団体

連携中枢都市圏を形成した連携中枢都市及び連携市町村。

#### （2）措置内容

出資等に係る経費を一般単独事業債の一般事業の対象とし、充当率に



については90%とする。また、その償還金利子に0.5を乗じた額について、特別交付税措置を講じる。

(3) 本事業を活用した融資の対象として想定される取組

圏域内の経済の活性化や、住民が安心して暮らせる圏域の創出に資する事業であって、公益に資するものを対象とする。

具体的には、以下のような取組が想定される。

- ①圏域における生活機能の強化に資する取組（大規模商業・娯楽機能、中核的な医療機能、環境、地域コミュニティ、食料生産、歴史・文化等の役割の強化等）
- ②圏域内外の結びつきやネットワークの強化に資する取組（地域公共交通サービスの提供、ICTの活用、地産地消、都市との交流・移住促進等）
- ③圏域マネジメント能力の強化に資する取組（研修機関の整備等）

(4) 留意事項

- ①市町村が出資等を行った資金が毀損することがないように、公益法人等が責任を持って、過去の類似のファンドの収支実績など客観的な根拠に基づく確実かつ安全な事業計画及び収支計画を作成するとともに、計画については、実績に応じて、定期的に必要な見直しを行うこと。仮に、リスクが顕在化した場合には、新たに行う融資等の条件を含め、事業計画及び収支計画を見直すとともに、公益法人等が自らの資金運用益等をもって補填するようにするなど、公益法人等に経営責任を持たせること。
- ②融資等の審査に当たっては、公益法人等に学識経験者や専門家等から構成される審査委員会等を設置して意見聴取を行うなど、融資等の客観性や安全性が担保される制度的枠組みを準備することが望ましい。
- ③出資等を行った関係市町村は、公益法人等の作成する収支計画や融資等の内容が当該ファンドの形成の趣旨に沿ったものとなるよう、助言その他の適切な対策を講じること。
- ④本措置の活用に当たっては、あらかじめ、関係市町村間で十分に調整を行い、連携中枢都市圏ビジョンに当該ファンドを形成する旨及びその目的や関係市町村の出資等の割合に係る基本的な考え方を明記しておくこと。

## 5. 地域総合整備資金（ふるさと融資）の取扱い

地域総合整備資金（地方自治体が金融機関等と共同して地域振興に資する民間事業活動等を支援し、もって活力と魅力ある地域づくりの推進に寄与するために、一般財団法人地域総合整備財団の支援を得て民間事業者等に供給する無利子資金）の貸付対象事業のうち、連携中枢都市圏形成に係る連携協約若しくは連携中枢都市圏形成方針又は連携中枢都市圏ビジョンに基づく取組に関連して実施されるものについて、以下のとおり、貸付限度額等の引き上げを行うこととしている。

### （1）貸付対象事業1件あたりの貸付限度額

施設区分/団体		通常地域	連携中枢都市圏
通常の 施設	都道府県・指定都市	42億円	67.5億円
	市町村	10.5億円	16.8億円
複合 施設	都道府県・指定都市	63億円	101.2億円
	市町村	15.7億円	25.3億円

※複合施設…貸付対象事業が年度を越えて実施され、かつ複数の施設を一体的・複合的に整備するもの。

### （2）貸付対象事業1件あたりの貸付額の借入総額に対する割合

	通常地域	連携中枢都市圏
融資比率	35%	45%

※用地取得費は、設備の取得等に係る費用の3分の1を限度として算入することができる。

### （3）貸付対象者

連携中枢都市圏が連携中枢都市圏ビジョンを策定後、連携中枢都市圏形成に係る連携協約若しくは連携中枢都市圏形成方針又は連携中枢都市圏ビジョンに基づく取組に関連した事業を実施する民間事業者等。

## 6. 個別の施策分野における財政措置

### （1）病診連携等による地域医療の確保に対する財政措置

連携中枢都市圏の中核的な病院として位置付けられ、その名称が連携中枢都市圏ビジョンに記載された市町村立病院又は民間病院が中心

となつて行う病診連携等の事業に要する経費に対して、市町村が支出する負担金の額について、以下のとおり、特別交付税措置を講じることとしている。

①対象団体

連携中枢都市圏を形成した連携中枢都市及び連携市町村。

②算定額

市町村が支出した負担金の額に0.8を乗じて得た額とする（負担金の額が1,000万円を超えるときは、1,000万円に0.8を乗じて得た額を上限とする。）。ただし、同一の連携中枢都市圏の圏域を構成する市町村の上限額の合計の範囲内において、各市町村の上限額を変更することは差し支えない。

また、連携中枢都市圏ビジョン策定後に圏域内において合併が行われた場合にあつては、当該連携中枢都市圏ビジョンの期間中に限り、当該合併を経た市町村については、合併関係市町村数に1,000万円を乗じて得た額に0.8を乗じて得た額を上限とする。

なお、本措置の活用にあつては、あらかじめ、関係市町村間で十分に調整を行い、連携中枢都市圏ビジョンに関係市町村の費用負担割合に係る基本的な考え方を明記しておくこと。

③想定される主な対象経費

ア 診療所等への中核的な病院からの医師、看護師の派遣に要する経費

イ アの事業を行うために必要となる医師、看護師の確保及び配置に要する経費（増嵩経費）

ウ 中核的な病院による圏域内の巡回診療に要する経費

エ ウの事業を行うために必要となる医師、看護師等医療従事職員の確保及び配置に要する経費（増嵩経費）

オ 中核的な病院との連携の下、民間診療所等が交代して夜間休日診療を行うために要する経費

カ 中核的な病院との連携の下、診療所等による訪問看護に要する経費

キ 中核的な病院と連携した画像診断等の遠隔医療システム運営に要する経費

ク 離島等からへり、航空機、船舶による中核的な病院への救急患者搬送に伴い市町村が負担した経費

ケ アからクまでの取組を行うための医療機関、医師会等の協議組織等の運営に要する経費

#### ④留意事項

ア 負担金は、必要な経費から国庫補助金、診療報酬、その他特定財源を控除した額を対象とすることとし、財源の過充当にならないように留意すること。

イ へき地保健医療等に対する特別交付税措置との重複関係に注意し、二重措置にならないように留意すること。

#### (2) へき地における遠隔医療に対する特別交付税措置率の引き上げ

へき地保健医療については、「医療計画について」（平成29年3月31日付け医政発0331第57号厚生労働省医政局長通知）及び「へき地保健医療等に対する地方財政措置について」（平成30年6月29日付け総務省自治財政局準公営企業室事務連絡）等により、国の示す策定指針に基づき、都道府県が地域の実情に応じた医療計画及びへき地保健医療事業実施計画を策定し、これらの計画に基づくへき地保健医療事業に対して所要の地方財政措置が講じられている。

このうち、連携中枢都市圏ビジョンに明記する連携中枢都市圏の取組の一環として、へき地医療拠点病院の指定を受けている（1）の中核的な病院が遠隔医療を行う場合にあつては、へき地保健医療事業実施計画に計上された遠隔医療システム運営に要する経費に対する特別交付税措置を引き上げることとしている。

	通常	連携中枢都市圏
措置率	0.6	0.8

#### ①対象団体

連携中枢都市圏を形成した連携中枢都市及び連携市町村。

#### 7. 連携中枢都市圏の形成に対応した辺地度点数の算定要素の追加（担当：自治財政局財務調査課）

辺地度点数の算定要素のひとつとして、近傍の市役所等までの最短の距離を定めているが、連携中枢都市圏を形成した市町村に限り、連携中枢都市の

市役所までの最短の距離を算定することができることとしている。